

(様式2)

公立病院改革プランの概要

団 体 名		神河町(公立神崎総合病院)					
プ ラ ン の 名 称		公立神崎総合病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 2月 1日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	公立神崎総合病院					
	所 在 地	兵庫県神崎郡神河町粟賀町385番地					
	病 床 数	155床					
	診 療 科 目	内科、循環器科、呼吸器科、外科、胃腸科、肛門科、整形外科、リハビリテーション科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、小児科、神経科、精神科、心療内科、麻酔科、歯科(17科目)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>山間僻地を抱える地域(神河町)にあり、神崎郡・旧飾磨郡内で唯一の公立病院である。当地域には医療施設が少なく、また慢性疾患が多く少子高齢化の進行が著しい地域にあり、従来より財政状況は大変厳しく病院への繰出金も繰出金基準額の約半額という大変厳しい状況にあったが、病院の様々な経営努力で補うことにより経営を行ってきた。また、神崎郡から朝来市(但馬)間において公的病院としては唯一の医療機関となり、公的病院の使命を果たすべく不採算といわれる産科・小児科等の診療にも取り組んでおり、今後も引き続き、病院を取り巻く環境がどのようになろうとも対応し、サービスを提供し続けることができる組織作りを基本方針にし、病院に課せられた使命を果たす。</p> <p>【理念】和と奉仕 【使命】・地域の皆さまの救急医療を担います。 ・地域の皆さまのニーズに対応した高度医療の実践に努めます。 ・地域の皆さまに、保健・医療・行政機関と連携した包括医療を提供します。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>病院会計への繰出金については、繰出基準額を繰出したいが政治的及び財政的背景に鑑み、病院会計へ3億円を繰出金として繰り出すことを基本とする。 ただし、特別の事情等が発生した場合は協議するものとする。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	97.7	95.6	102.7	102.7	102.8	
	職員給与費比率(%)	52.3	56.7	53.0	53.1	53.1	
	病床利用率(%)	81.8	90.0	90.0	90.0	90.0	
上記目標数値設定の考え方		<p>公営企業経営健全化計画に基づく数値とする</p> <p>(経常黒字化の目標年度:23年度)</p>					

				団体名 (病院名)	神河町 (公立神崎総合病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
年延入院患者数		46,380	47,743	47,743	47,743	47,743	
年延外来患者数		130,464	130,257	130,257	130,257	130,257	
平均在院日数		23.4	21.0	20.0	20.0	20.0	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	【取組】 現在の集中改革プランや病院経営健全化計画及び中期経営計画での給食部門の業務委託化を中心に業務委託へ転換できるものについては、積極的に検討し取組んでいく。 【実施時期】 ・6月職員組合へ ・6月内部調整				
		事業規模・形態の見直し	【取組】 「経営形態」としては、平成17年度の神崎郡北部病院事務組合解散時(平成18年3月)において、地方公営企業法の「全部適用」を検討した(職員及び議会へ説明した)結果、「一部適用」となったが、「全適」や「独立行政法人化」等、再度検討を行っていく。 【実施時期】 ・平成20年度を目途にまとめる予定				
		経費削減・抑制対策	【取組】 ・各種保守業務にかかる経費の削減(現状の年間契約料と実際の修理費などとの比較を行い契約内容及び金額の見直しを図る) ・ESCO事業の取り組みによる光熱費の1割削減。 【実施時期】 ・保守業務関連 平成20年度中 ・ESCO事業関連 平成20年度中				
		収入増加・確保対策	【取組】 ・医師確保(内科、整形外科、小児科)により診療体制の安定をはかり患者増による収益増 ・看護基準を13:1から10:1への移行による収益増 【実施時期】 ・平成20年度中				
		その他					
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	85.60%	18年度	84.30%	19年度	81.80%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等						

団体名 (病院名)	神河町 (公立神崎総合病院)
--------------	-------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	中播磨には2つの公立病院が開設されている。姫路市には県立姫路循環器病センター(350床)があり、播磨ブロックの救命救急センターとして位置づけられ、主に循環器疾患、脳卒中を中心に対応している。圏域北部には公立神崎総合病院(155床)があり、神崎郡唯一の総合病院として、但馬南部地域も含めた中播磨圏域北部の2次救急を担っている。このほかに公的な病院として姫路赤十字病院(509床)、姫路医療センター(430床)があり、2次救急医療を担っている。中でも姫路赤十字病院は、小児医療、周産期医療を中心に中播磨・西播磨両圏域の基幹的な病院としての役割を担っている。更にこれらの公立、公的な病院とともに、新日鐵広畑病院(362床)も2次救急医療の重要な役割を担っている。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	地域医療の確保のために、ネットワーク化を検討するにあたって、兵庫県では、保健医療計画との整合を図りつつ、 1 医師など医療従事者を継続的に確保すること 2 病院など医療機関が安定的に運営されることを目指すこと 3 圏域として役割分担しながら医療水準を確保するため、医師の集約化や医療機能の重点化に対して、30分～1時間のアクセス時間なども含めて、住民に理解をいただくことという、3つの視点が必要だと考えています。 各圏域における検討では、これに加えて、喫緊の取り組み課題である救急医療について、地域で24時間365日対応が可能な救急医療の確保を目指していくこと、などの視点も踏まえながら、協議・調整を行っています。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 中播磨地域医療確保対策圏域会議、中播磨圏域健康福祉推進協議会及び同協議会医療部会・地域医療確保対策部会において、協議された結果をもとに対応する。(平成22年3月)	<内容> 【検討体制】 中播磨圏域健康福祉推進協議会及び同協議会医療部会・地域医療確保対策部会 【検討の方向性】 公立神崎総合病院を含む2次保健医療圏域(中播磨圏域)は、南部の姫路市と北部の神崎郡に分かれており、当病院は神崎郡唯一の総合病院として、神崎郡3町と隣接する朝来市南部(但馬圏域)を含む地域の中核的な医療機関としての役割を担っている。併せて地域の高齢化が進む中で、リハビリ支援センター機能を担うとともに、在宅ケアなどへの対応も必要となっており、病病連携、病診連携など地域医療連携システムの構築・充実など、当病院が圏域で果たす役割の整理、病院機能の再編や規模の適正化等についても検討を行っていく。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所にて☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所にて☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	ホームページへの掲載、町議会、病院運営委員会への報告を行う。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	概ね年1回以上点検・評価を行なう(時期は未定)		
その他特記事項				

(経営改善前)

団体名
(病院名)

神河町(公立神崎総合病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	3144	3124	3123	3123	3123	3123
	(1) 料 金 収 入	2911	2890	2890	2890	2890	2890
	(2) そ の 他	233	234	233	233	233	233
	うち他会計負担金	39	41	41	41	41	41
	2. 医業外収益	152	154	154	154	154	154
	(1) 他会計負担金・補助金	137	133	133	133	133	133
	(2) 国(県)補助金						
	(3) そ の 他	15	21	21	21	21	21
	経 常 収 益 (A)	3296	3278	3277	3277	3277	3277
	入	1. 医業費用 b	3155	3147	3311	3313	3315
(1) 職 員 給 与 費 c		1682	1633	1797	1799	1801	1803
(2) 材 料 費		869	880	880	880	880	880
(3) 経 費		267	308	308	308	308	308
(4) 減 価 償 却 費		207	190	190	190	190	190
(5) そ の 他		130	136	136	136	136	136
2. 医業外費用		210	207	195	190	185	179
(1) 支 払 利 息		145	140	130	125	120	114
(2) そ の 他		65	67	65	65	65	65
経 常 費 用 (B)		3365	3354	3506	3503	3500	3496
経 常 損 益 (A)-(B) (C)		-69	-76	-229	-226	-223	-219
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特別損益(D)-(E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)		-69	-76	-229	-226	-223	-219
累 積 欠 損 金 (G)		-544	-620	-849	-1075	-1298	-1517
不良債務	流 動 資 産 (ア)	706	576	576	576	576	576
	流 動 負 債 (イ)	366	316	316	316	316	316
	うち一時借入金	200	200	200	200	200	200
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)						
差引 不良債務(オ)	{(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	-340	-260	-260	-260	-260	-260
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		97.95	97.73	93.47	93.55	93.63	93.74
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		-10.81	-8.32	-8.33	-8.33	-8.33	-8.33
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		99.65	99.27	94.32	94.27	94.21	94.15
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		53.50	52.27	57.54	57.60	57.67	57.73
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
病 床 利 用 率		84.3	81.8	80.0	80.0	80.0	80.0
(単位:人)							
医 師 数 (常 勤 換 算)		22.3	22.2	20.4			

団体名
(病院名)

神河町(公立神崎総合病院)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	99	143	100	100	100	100
	2. 他会計出資金	10	10	10	10	10	10
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計 (a)	109	153	110	110	110	110
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-{(b)+(c)} (A)	109	153	110	110	110	110	
支 出	1. 建設改良費	100	100	100	100	100	100
	2. 企業債償還金	204	216	244	245	254	253
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計 (B)	304	316	344	345	354	353
差引不足額 (B)-(A) (C)	195	163	234	235	244	243	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	195	207	235	248	255	250
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
	計 (D)	195	207	235	248	255	250
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	-44	-1	-13	-11	-7	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)							

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 175,000	() 174,000	() 174,000	() 174,000	() 174,000	() 174,000
資本的収支	() 10,000	() 10,000	() 10,000	() 10,000	() 10,000	() 10,000
合計	() 185,000	() 184,000	() 184,000	() 184,000	() 184,000	() 184,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

経営効率化に係る計画における具体的な取組内容、実施時期及び経営改善額

1 経費削減・抑制対策

(単位:百万円)

	取組内容	実施時期	経営改善額					
				H20	H21	H22	H23	合計
1	補償金免除繰上償還による利息減	H21.3	単年度		51	49	46	146
			累計		51	100	146	
2	ESCO事業の取り組みによる光熱費の減 H20～H22まで2百万円、H23以降5百万円見込	H20.4	単年度	2	2	2	5	11
			累計		4	6	11	
3	退職者不補充 9百万円×4名 (H19:1名、H20:3名退職)		単年度	9	36	36	36	117
			累計		45	81	117	
4			単年度					0
			累計		0	0	0	
5			単年度					0
			累計		0	0	0	
6			単年度					0
			累計		0	0	0	
7			単年度					0
			累計		0	0	0	
8			単年度					0
			累計		0	0	0	
9			単年度					0
			累計		0	0	0	
10			単年度					0
			累計		0	0	0	
合計			単年度	11	89	87	87	274
			累計		100	187	274	

2 収入増加・確保対策

(単位:百万円)

	取組内容	実施時期	経営改善額					
				H20	H21	H22	H23	合計
1	10:1看護基準取得 入院基本料差額2,080円×130人×180日、H21以降365日		単年度	49	99	99	99	346
			累計		148	247	346	
2	一般会計からの繰入増 老健施設廃止により老健分の繰入を病院に約11百万円		単年度		11	11	11	33
			累計		11	22	33	
3			単年度					0
			累計		0	0	0	
4			単年度					0
			累計		0	0	0	
5			単年度					0
			累計		0	0	0	
6			単年度					0
			累計		0	0	0	
7			単年度					0
			累計		0	0	0	
8			単年度					0
			累計		0	0	0	
9			単年度					0
			累計		0	0	0	
10			単年度					0
			累計		0	0	0	
合計			単年度	49	110	110	110	379
			累計		159	269	379	

1・2 合計 経営改善額

合計	単年度	60	199	197	197	653
	累計		259	456	653	

※ 取組内容の欄は、上段に概要、下段に積算根拠を記載すること。

※ 各取組内容において、参考となる別途資料がある場合はあわせて提出すること。

(経営改善後)

団体名
(病院名)

神河町(公立神崎総合病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	3144	3124	3172	3326	3326	3326
	(1) 料金収入	2911	2890	2939	2989	2989	2989
	(2) その他	233	234	233	337	337	337
	うち他会計負担金	39	41	41	145	145	145
	2. 医業外収益	152	154	154	156	156	156
	(1) 他会計負担金・補助金	137	133	133	135	135	135
	(2) 国(県)補助金						
	(3) その他	15	21	21	21	21	21
	経常収益(A)	3296	3278	3326	3482	3482	3482
	支	1. 医業費用 b	3155	3147	3284	3250	3252
(1) 職員給与費 c		1682	1633	1797	1763	1765	1767
(2) 材料費		869	880	880	880	880	880
(3) 経費		267	308	281	281	281	278
(4) 減価償却費		207	190	190	190	190	190
(5) その他		130	136	136	136	136	136
2. 医業外費用		210	207	195	141	139	136
(1) 支払利息		145	140	130	76	74	71
(2) その他		65	67	65	65	65	65
経常費用(B)		3365	3354	3479	3391	3391	3387
経常損益(A)-(B)(C)		-69	-76	-153	91	91	95
特別損益	1. 特別利益(D)						
	2. 特別損失(E)						
	特別損益(D)-(E)(F)	0	0	0	0	0	0
純損益(C)+(F)		-69	-76	-153	91	91	95
累積欠損金(G)		-544	-620	-773	-682	-591	-496
不良債務	流動資産(ア)	706	576	576	576	576	576
	流動負債(イ)	366	316	456	456	456	456
	うち一時借入金	200	200	340	340	340	340
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)						
	差引 不良債務(オ) [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]	-340	-260	-120	-120	-120	-120
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		97.95	97.73	95.60	102.68	102.68	102.80
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		-10.81	-8.32	-3.78	-3.61	-3.61	-3.61
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$		99.65	99.27	96.59	102.34	102.28	102.31
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		53.50	52.27	56.65	53.01	53.07	53.13
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)							
資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
病床利用率		84.3	81.8	90.0	90.0	90.0	90.0
(単位:人)							
医師数(常勤換算)		22.3	22.2	20.4			

団体名
(病院名)

神河町(公立神崎総合病院)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	99	143	100	100	100	100
	2. 他会計出資金	10	10	10	20	20	20
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計(a)	109	153	110	120	120	120
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a)-{(b)+(c)}(A)	109	153	110	120	120	120	
支 出	1. 建設改良費	100	100	100	100	100	100
	2. 企業債償還金	204	216	244	245	254	253
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計(B)	304	316	344	345	354	353
差引不足額(B)-(A)(C)	195	163	234	225	234	233	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	195	207	235	248	255	250
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計(D)	195	207	235	248	255	250	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	0	-44	-1	-23	-21	-17	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E)-(F)							

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 175,000	() 174,000	() 174,000	() 280,000	() 280,000	() 280,000
資本的収支	() 10,000	() 10,000	() 10,000	() 20,000	() 20,000	() 20,000
合計	() 185,000	() 184,000	() 184,000	() 300,000	() 300,000	() 300,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。